19年以上	20年未満	355,100
20年以上	21年未満	360,900
21年以上	22年未満	365,800
22年以上	23年未満	370,200
23年以上	24年未満	375,400
24年以上	25年未満	379,200
25年以上	26年未満	383,200
26年以上	27年未満	387,300
27年以上	28年未満	390,700
28年以上	29年未満	394,000
29年以上	30年未満	396,800
30年以上	31年未満	403,300
31年以上	32年未満	404,700
32年以上	33年未満	405,700
33年以上	34年未満	407,600
34年以上	35年未満	412,600
35年以上	36年未満	417,300
36年以上	37年未満	421,200
37年以上		425,300

附則別表第十二（附則第二条関係）

経験年数		月額
		円
1年未満	2年未満	186,300
1年以上	2年未満	192,300
2年以上	3年未満	198,000
3年以上	4年未満	205,700
4年以上	5年未満	212,200
5年以上	6年未満	219,500
6年以上	7年未満	227,200
7年以上	8年未満	228,800
8年以上	9年未満	234,900
9年以上	10年未満	240,900
10年以上	11年未満	247,500
11年以上	12年未満	253,500
12年以上	13年未満	260,100
13年以上	14年未満	266,000
14年以上	15年未満	272,000
15年以上	16年未満	277,400
16年以上	17年未満	283,100
17年以上	18年未満	288,400
18年以上	19年未満	293,500
19年以上	20年未満	296,500
20年以上	21年未満	299,300
21年以上	22年未満	306,200
22年以上	23年未満	309,800
23年以上	24年未満	312,200
24年以上	25年未満	313,700
25年以上	26年未満	314,900
26年以上	27年未満	316,600
27年以上	28年未満	317,700
28年以上	29年未満	318,800
29年以上	30年未満	320,400
30年以上	31年未満	321,000
31年以上	32年未満	321,800
32年以上	33年未満	324,500
33年以上	34年未満	327,300
34年以上	35年未満	330,000
35年以上	36年未満	331,900
36年以上	37年未満	333,400
37年以上		335,000

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

告　示

○総務省告示第二百二十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

一　本開設指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　認定開設者　本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者をいう。

2　認定日　本開設指針に係る開設計画の認定の日をいう。

3　メッシュ　統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード（昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号）第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュをいう。

4　屋内等　屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所をいう。

5　人口　平成二十二年の国勢調査の結果による人口をいう。

6　指定済周波数　平成十九年総務省告示第四百五十七号（二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）に係る開設計画の認定により指定された周波数をいう。

7　キャリアアグリゲーション技術　複数の周波数を一体として使用する技術をいう。

8　既存事業者　指定済周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。